

# 名古屋市木造住宅密集地域改善助成金等交付要綱

## 目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 5 条）
  - 第 2 章 老朽木造住宅除却助成（第 6 条－第 18 条）
  - 第 3 章 木密地域ブロック塀等撤去助成（第 19 条－第 31 条）
  - 第 4 章 生活こみち整備促進事業（第 32 条－第 47 条）
  - 第 5 章 雑則（第 48 条－第 50 条）
- 附則  
別表

## 第 1 章 総則

### （趣旨）

第 1 条 この要綱は、「震災に強いまちづくり方針」（平成 27 年 1 月改定）に定める主な木造住宅密集地域の防災性の向上を目的に行う木造住宅密集地域改善助成において交付する助成金等（以下「助成金等」という。）について、名古屋市補助金等交付規則（平成 17 年名古屋市規則第 187 号。以下「規則」という。）の定めによるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### （木造住宅密集地域改善助成）

第 2 条 木造住宅密集地域改善助成は次の各号に掲げる助成等とする。

- (1) 老朽木造住宅除却助成
- (2) 木密地域ブロック塀等撤去助成
- (3) 生活こみち整備促進事業

### （対象区域）

第 3 条 木造住宅密集地域改善助成の対象となる区域は、本市の区域のうち別表 1 に示す区域（以下「対象区域」という。）とする。

(申請者)

第4条 この要綱において「申請者」とは、この要綱の定めるところにより助成金等の交付を受け、主な木造住宅密集地域の防災性の向上を実施しようとする者をいう。ただし、名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び同条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者であり、かつ、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者とする。

(事前相談)

第5条 申請者は、助成金等の交付申請に先立ち、市長に事前相談を行うこととする。

## 第2章 老朽木造住宅除却助成

(目的)

第6条 老朽木造住宅除却助成は、主な木造住宅密集地域において、地震時等に延焼や倒壊の危険性が高い老朽化した木造住宅を除却する者に助成金等を交付することにより、木造住宅密集地域の居住環境の改善及び防災性の向上を図るものとする。

(用語の定義)

第7条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 対象住宅 次の要件を全て満たすものとする。

ア 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅

イ 次のいずれかに該当するもの

(ア) 耐震診断の結果、判定値が1.0未満と判定されたもの

(イ) 耐震診断の結果、得点が80点未満と判定されたもの

(ウ) 旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票（以下「容易な耐震調査票」という。）に基づいて実施した耐震診

断（令和 6 年 1 月 30 日付け国住市第 403 号「住宅・建築物耐震改修事業を活用した旧耐震基準の木造住宅の除却における耐震診断について（技術的助言）」に基づくもの）の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの

(エ) その他、主な木造住宅密集地域において延焼等の危険性があると判断されたもの

ウ 国、地方公共団体その他公の機関（以下「国、地方公共団体等」という。）が所有するものでないもの

(2) 耐震診断 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 名古屋市が実施する無料耐震診断

イ 一般財団法人愛知県建築住宅センターが実施した耐震診断

ウ 財団法人名古屋市建築保全公社が実施した耐震診断

エ 容易な耐震診断調査票に基づいて実施した耐震診断

(3) 解体事業者等 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）別表第一の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業又は解体工事業に係る同法第 3 条第 1 項の許可を受けた者及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）第 21 条第 1 項の登録を受けた解体工事業者をいう。

（助成対象事業）

第 8 条 助成対象事業は、対象区域に存する対象住宅を除却する工事とし、次の各号の全てを満たすものをいう。ただし、国、地方公共団体等による公共事業の施行に伴って除却等が必要となる対象住宅を除く。

(1) 解体事業者等に請け負わせるものであること。

(2) 申請者以外に所有権等の権利を有している者（以下「権利者」という。）が存する場合は、当該権利者全員の同意が得られていること。

(3) 対象住宅について他の補助制度等により、耐震に係る補助金等の交付を受けていないこと。

(4) 他の公的補助制度等を利用しないものであること。

(助成の対象者)

第 9 条 助成金等の交付を受けることができる者は、次の各号の全てを満たす者とする。

- (1) 対象住宅を所有する者であること。ただし、国、地方公共団体等を除く。
- (2) 対象住宅の固定資産税及び都市計画税を滞納していない者であること。

(助成金等の額)

第 10 条 助成金等は、次に掲げるもののうち低い額に 3 分の 1 を乗じた額 (1,000 円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額) とし、毎年度予算の範囲内において交付するものとする。

- (1) 助成対象事業に要する費用 (廃棄物の運搬及び処分費を含む。)
  - (2) 1 平方メートル当たり 9,600 円に対象住宅の延床面積 (0.01 平方メートル未満切捨て) を乗じた額
- 2 確定申告時に消費税額の計算上仕入税額控除が認められている事業者については、前項第 1 号の費用は消費税及び地方消費税相当額分を減額した額とする。
- 3 第 1 項の規定による助成金等の額は、対象住宅 1 棟につき 400,000 円を上限とする。

(助成金等の交付申請及び交付決定)

第 11 条 申請者は、助成対象事業に関する請負契約の締結前かつ同事業に着手する前に、助成金等交付申請書 (第 1 号様式) に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 配置図
- (3) 現地写真
- (4) 木造住宅耐震診断の結果報告書の写し又は容易な耐震診断調査票
- (5) 登記事項証明書等 (発行から 3 箇月以内のもの) 又は申請年度に発行された固定資産税及び都市計画税の課税明細書等の写し

- (6) 助成対象事業にかかる見積書の写し
  - (7) 申請者以外に権利者が存する場合は、当該権利者全員の同意書（第 2 号様式）
  - (8) その他市長が必要と認める書類
- 2 第 3 章に定める木密地域ブロック塀等撤去助成の申請者と同一の者が申請する場合は、前項に定める書類を添付して一体的に申請ができるものとする。
- 3 市長は、前 2 項の規定による交付申請があった場合において、当該申請が適切であると認めたときは、助成金等の交付を決定し、その旨を助成金等交付決定通知書（第 3 号様式）により申請者に通知するものとする。ただし、申請者は交付決定の通知後に請負契約を締結し事業に着手しなければならない。
- 4 市長は、前項に規定する助成金等の交付決定にあたり、必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

（申請者の責務）

第 12 条 申請者は、次に掲げる事項を実施しなければならない。

- (1) 助成対象事業に伴う苦情等は申請者の責任において処理すること。
- (2) その他助成対象事業に関し、関係法令等を遵守すること。

（助成金等の交付決定の変更）

- 第 13 条 第 11 条第 3 項の規定により助成金等の交付決定の通知を受けた申請者が、当該交付決定の内容（助成金額に限る）を変更するときは、助成金等交付変更申請書（第 4 号様式）を、当該交付決定の内容（助成金額を除く）を変更するときは、記載事項変更届（第 4 号の 2 様式）を市長に提出しなければならない。この場合、申請者は、変更する部分について説明する図書等を添付するものとする。
- 2 市長は、前項に規定する申請が適切であると認めたときは、助成金等の交付決定の内容を変更し、その旨を助成金等交付変更決定通知書（第 5 号様式）により申請者に通知するものとする。

(申請の取下)

第 14 条 申請者は、助成金等の交付申請を取り下げる場合は、助成金等交付申請取下書（第 6 号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金等の交付の決定はなかったものとみなす。

(申請者の承継)

第 15 条 申請者が死亡又は合併等による消滅その他やむを得ない事情がある場合において、申請者の承継人が交付決定のあった内容で助成対象事業を完了し助成金等の交付を受ける意思があるときは、市長に届け出をして地位を承継することができる。

2 前項の規定に基づき、地位の承継を受けようとする者は、地位承継届（様式第 7 号）に地位を承継する者であることを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(完了報告等)

第 16 条 申請者は、助成対象事業が全て完了したときは、完了届（第 8 号様式）に次に掲げる書類を添えて、交付決定の通知があった日の属する年度の 2 月末日までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ないと認めた場合はこの限りでない。

(1) 契約書の写し又はこれに代わる書類

(2) 助成対象事業に要した経費を支払ったことが確認できる書類（領収書等）の写し

(3) 請求金額の明細が確認できるもの（見積書の明細と異なる場合）

(4) 工事完了時の写真

(5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による届出の内容を検査のうえ、適切であると認めたときは、助成金等の交付額を確定し、その旨を助成金等確定通知書（第 9 号様式）により申請者に通知するものとする。

(助成金等の交付)

第17条 申請者は、前条第2項の通知を受けたときは、すみやかに請求書（第10号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する請求に基づき、申請者に助成金等を交付するものとする。

(交付決定の取消及び助成金等の返還)

第18条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金等の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合、市長は、助成金等交付決定全部（一部）取消通知書（第11号様式）により申請者に通知しなければならない。

(1) 虚偽の申請その他の不正な行為により、助成金等の交付決定を受けたとき。

(2) 助成金等の決定内容、これに付した条件その他法令又はこの要綱の規定若しくはこの要綱の規定に基づく条件に違反したとき。

(3) その他市長が不適切と認める事由が生じたとき。

2 市長は、助成金等の交付後に前項各号のいずれかに該当する事実があることを知ったときは、既に交付した助成金等の全部又は一部の返還を請求することができる。この場合、市長は、助成金等全部（一部）返還請求書（第12号様式）により申請者に通知しなければならない。

### 第3章 木密地域ブロック塀等撤去助成

(目的等)

第19条 木密地域ブロック塀等撤去助成は、主な木造住宅密集地域において、ブロック塀等の撤去を行う所有者に助成金等を交付することにより、地震によるブロック塀等の倒壊による被害や避難時等の通行の妨げとなることの防止を図るものとする。

(用語の定義)

第 20 条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 道路 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 42 条による道路のほか、一般の用に供している不特定の者が通行する道をいう。
- (2) ブロック塀等 コンクリートブロック、レンガ、大谷石等の組積造の塀その他これらに類する塀及び門柱等をいう。
- (3) 対象ブロック塀等 道路に面する高さ 1 メートル以上のブロック塀等をいう。

（助成対象事業）

第 21 条 助成対象事業は、対象区域に存する対象ブロック塀等を撤去する工事とし、次の各号の全てを満たすものをいう。ただし、国、地方公共団体等による公共事業の施行に伴って撤去等が必要となる対象ブロック塀等を除く。

- (1) 地表面より上部に存するブロック塀等を全て撤去するものであること。
- (2) ブロック塀等の撤去に係る他の制度による補助金等の交付を受けていないこと。
- (3) 同一の利用に供されている土地（以下「敷地」という。）において、同一年度にこの要綱又は名古屋市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱に定める補助金等の交付決定を受けていないこと。
- (4) 同一箇所において、過去にこの要綱又は名古屋市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱に定める補助金等の交付を受けていないこと。

（助成の対象者）

第 22 条 助成金等の交付を受けることができる者は、対象ブロック塀等を所有する者とする。ただし、国、地方公共団体等を除く。

（助成金等の額）

第 23 条 助成金等は、次に掲げるもののうち低い額（1,000 円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）とし、毎年度予算の範囲内において

交付するものとする。

- (1) 助成対象事業に要する費用に4分の3を乗じた額
  - (2) 1メートル当たり9,000円に対象ブロック塀等の長さ(0.1メートル未満切捨て)を乗じた額
- 2 確定申告時に消費税額の計算上仕入税額控除が認められている事業者については、前項第1号の費用は消費税及び地方消費税相当額分を減額した額とする。
- 3 第1項の規定による助成金等の額は、同一年度につき150,000円を上限とする。

(助成金等の交付申請及び交付決定)

第24条 申請者は、助成対象事業に関する請負契約の締結前かつ同事業に着手する前に、助成金等交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
  - (2) 配置図及び立面図
  - (3) 現地写真
  - (4) 助成対象事業にかかる見積書の写し
  - (5) その他市長が必要と認める書類
- 2 第2章に定める老朽木造住宅除却助成の申請者と同一の者が申請する場合は、前項に定める書類を添付して一体的に申請ができるものとする。
- 3 市長は、前2項の規定による交付申請があった場合において、当該申請が適切であると認めたときは、助成金等の交付を決定し、その旨を助成金等交付決定通知書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。ただし、申請者は交付決定の通知後に請負契約を締結し事業に着手しなければならない。
- 4 市長は、前項に規定する助成金等の交付決定にあたり、必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

(申請者の責務)

第 25 条 申請者は、次に掲げる事項を実施しなければならない。

- (1) 助成対象事業に伴う苦情等は申請者の責任において処理すること。
- (2) その他助成対象事業に関し、関係法令等を遵守すること。

(助成金等の交付決定の変更)

第 26 条 第 24 条第 3 項の規定により助成金等の交付決定の通知を受けた申請者が、当該交付決定の内容（助成金額に限る）を変更するときは、助成金等交付変更申請書（第 4 号様式）を、当該交付決定の内容（助成金額を除く）を変更するときは、記載事項変更届（第 4 号の 2 様式）を市長に提出しなければならない。この場合、申請者は、変更する部分について説明する図書等を添付するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する申請が適切であると認めたときは、助成金等の交付決定の内容を変更し、その旨を助成金等交付変更決定通知書（第 5 号様式）により申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第 27 条 申請者は、助成金等の交付申請を取り下げる場合は、助成金等交付申請取下書（第 6 号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金等の交付の決定はなかったものとみなす。

(申請者の承継)

第 28 条 申請者が死亡又は合併等による消滅その他やむを得ない事情がある場合において、申請者の承継人が交付決定のあった内容で助成対象事業を完了し助成金等の交付を受ける意思があるときは、市長に届け出をして地位を承継することができる。

- 2 前項の規定に基づき、地位の承継を受けようとする者は、地位承継届（様式第 7 号）に地位を承継する者であることを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(完了報告等)

第 29 条 申請者は、助成対象事業が全て完了したときは、完了届（第 8 号様式）に次に掲げる書類を添えて、交付決定の通知があった日の属する年度の 2 月末日までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ないと認めた場合はこの限りでない。

(1) 契約書の写し又はこれに代わる書類

(2) 助成対象事業に要した経費を支払ったことが確認できる書類（領収書等）の写し

(3) 請求金額の明細が確認できるもの（見積書の明細と異なる場合）

(4) 工事完了時の写真

(5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による届出の内容を検査のうえ、適切であると認めたときは、助成金等の交付額を確定し、その旨を助成金等確定通知書（第 9 号様式）により申請者に通知するものとする。

(助成金等の交付)

第 30 条 申請者は、前条第 2 項による通知を受けたときは、すみやかに請求書（様式第 10 号）により市長に助成金等の交付を請求することができる。

2 市長は、前項に規定する請求に基づき、申請者に助成金等を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び助成金等の返還)

第 31 条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金等の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合、市長は、助成金等交付決定全部（一部）取消通知書（第 11 号様式）により申請者に通知しなければならない。

(1) 虚偽の申請その他の不正な行為により、助成金等の交付決定を受けたとき。

(2) 助成金等の決定内容、これに付した条件その他法令又はこの要綱の規定若しくはこの要綱の規定に基づく条件に違反したとき。

- (3) その他市長が不適切と認める事由が生じたとき。
- 2 市長は、助成金等の交付後に前項各号のいずれかに該当する事実があることを知ったときは、既に交付した助成金等の全部又は一部の返還を請求することができる。この場合、市長は、助成金等全部（一部）返還請求書（第12号様式）により申請者に通知しなければならない。

#### 第4章 生活こみち整備促進事業

（目的等）

第32条 生活こみち整備促進事業は、主な木造住宅密集地域の狭あい道路を対象として、建築主等に助成金等を交付することにより、狭あい道路と後退通路を合わせた土地を「生活こみち」として一体的な活用の促進を図るものとする。

（用語の定義）

第33条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 狭あい道路 法第42条第2項に規定する道路及び市長がこの要綱の適用を必要と認めた幅員4メートル未満の道路をいう。
- (2) 建築主等 建築主、土地の所有者その他土地を使用する権利を有する者をいう。
- (3) 後退通路 狭あい道路の境界線と当該狭あい道路の中心線から水平距離2メートルの線とにはさまれた部分及び当該狭あい道路がその中心線からの水平距離2メートル未満でがけ地、川、線路敷地その他これらに類するものに沿う場合において当該がけ地等の道の側の境界線から水平距離4メートルの線とにはさまれた部分（以下「後退用地」という。）であって、一般の通行の用に供する部分をいう。
- (4) 隅切り用地 狭あい道路の中心線から水平距離2メートルの線が、幅員4メートル以上の道路の境界線又は他の狭あい道路の中心線からの水平

距離 2 メートルの線で、道路が同一平面で交差し又は接続する場合、隅角部を切り取った箇所において、隅切りの用に供する土地の部分をいい、原則として、二等辺三角形で切り取り、斜辺を 3 メートルとする。ただし、3 メートルとすることが困難である場合は、十分に一般交通の見通しを確保できる距離とすることができる。

- (5) 後退用地等 後退用地及び隅切り用地のうち、この要綱により助成金等の交付の対象となるものをいう。
- (6) 寄附道路 土地所有者が、後退用地等の私有及び法人財産を名古屋市道路認定基準（昭和 56 年 3 月 22 日制定）に基づく寄附道路として本市に無償譲渡するものをいう。

（整備を促進する狭あい道路）

第 34 条 この章の規定に基づき、整備を促進し、助成金等の対象とする道路は、対象区域内にある狭あい道路とする。

（助成金等の内容）

第 35 条 市長は、建築主等に対して、毎年度予算の範囲内において、次に掲げる助成金等を交付することができる。

- (1) 整備助成金 建築主等が、後退用地等を整備し、一般の通行の用に供することに要する費用に対する助成金
- (2) 通路使用奨励金 建築主等が、後退用地等を整備し又は既に後退用地等の整備が完了している箇所を一般の通行の用に供することに協力することに対する奨励金
- (3) 量水器移設助成金 建築主等が、後退用地等内にある量水器を後退用地等以外の場所に移設することに要する費用に対する助成金
- (4) 汚水ます等移設助成金 建築主等が、後退用地等内にある汚水ます若しくは取付けます等を後退用地等以外の場所に移設することに要する費用に対する助成金
- (5) ガスメーター移設助成金 建築主等が、後退用地等内にあるガスメーターを後退用地等以外の場所に移設することに要する費用に対する助成金

- (6) 生垣移植助成金 建築主等が、後退用地等内にある生垣を後退用地等以外の場所に移植することに要する費用に対する助成金
  - (7) 樹木移植助成金 建築主等が、後退用地等内にある樹木を後退用地等以外の場所に移植することに要する費用に対する助成金（ただし、樹高0.5メートル以上1メートル未満を低木、樹高1メートル以上2.5メートル未満を中木、樹高2.5メートル以上を高木とする。）
  - (8) 雑費 建築主等が、後退済プレート及び後退鋸を設置することに要する費用に対する助成金
  - (9) 分筆測量及び分筆登記助成金 寄附道路として無償譲渡する場合、分筆測量及び分筆登記に要する一部費用に対する助成金
- 2 市長は、次の表の左欄に掲げる場合に、それぞれ同表の右欄に掲げる助成金等を交付の対象とすることができる。ただし、寄附道路として無償譲渡する場合は、通路使用奨励金、雑費の助成金等は交付対象外とする。

後退用地等を整備していない場合	整備助成金 通路使用奨励金 量水器移設助成金 汚水ます等移設助成金 ガスメーター移設助成金 生垣移植助成金 樹木移植助成金 雑費 分筆測量及び分筆登記助成金
後退用地等をすでに整備している場合	通路使用奨励金 雑費 分筆測量及び分筆登記助成金

(助成金等の額)

第 36 条 前条第 1 項各号に規定する助成金等の額は、別表 2 に掲げるとおりとし、交付申請の額は助成金等の合計（100 円未満の端数がある場合は、そ

の端数を切り捨てた額) とする。

(助成金等の交付申請及び交付決定)

第 37 条 申請者は、当該助成金等にかかる事業に着手する前に、助成金等交付申請書(第 13 号様式)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 配置図
- (3) 現地写真
- (4) 後退用地等の求積図
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 助成等に係る後退用地等について他に土地を使用する権原を有する者がある場合は、申請者は、当該権原を有する者全ての承諾を得なければならない。この場合、第 1 項の申請書には、それらの者全ての承諾書(第 14 号様式)を添付しなければならない。ただし、市長が不要と認める場合はこの限りでない。

3 市長は、第 1 項の規定による交付申請があった場合において、当該申請が適切であると認めたときは、助成金等の交付を決定し、その旨を助成金等交付決定通知書(第 3 号様式)により申請者に通知し、後退済プレート及び後退鋳(第 15 号様式)を支給するものとする(寄附道路の場合を除く。)。ただし、申請者は交付決定の通知後に事業に着手しなければならない。

4 市長は、前項に規定する助成金等の交付決定にあたり、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(助成金等の交付決定の変更)

第 38 条 前条第 3 項の規定により助成金等の交付決定の通知を受けた申請者が、当該交付決定の内容(助成金額に限る)を変更するときは、助成金等交付変更申請書(第 4 号様式)を、当該交付決定の内容(助成金額を除く)を変更するときは、記載事項変更届(第 4 号の 2 様式)を市長に提出しなければならない。この場合、申請者は、原則変更する部分について説明する図書

等を添付するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する申請が適切であると認めたときは、助成金等の交付決定の内容を変更し、その旨を助成金等交付変更決定通知書（第5号様式）により申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第39条 申請者は、助成金等の交付申請を取り下げる場合は、助成金等交付申請取下書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金等の交付決定は、なかったものとみなす。

（申請者の承継）

第40条 申請者が死亡又は合併等による消滅その他やむを得ない事情がある場合において、申請者の承継人が交付決定のあった内容で当該助成金等にかかる事業を完了し助成金等の交付を受ける意思があるときは、市長に届け出をして地位を承継することができる。

- 2 前項の規定に基づき、地位の承継を受けようとする者は、地位承継届（様式第7号）に地位を承継する者であることを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

（完了報告等）

第41条 申請者は、当該助成金等にかかる事業が全て完了したときは、完了届（第16号様式）に次に掲げる書類を添えて、交付決定の通知があった日の属する年度内に市長に提出しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ないと認めた場合はこの限りでない。

- (1) 工事完了時の写真
- (2) 寄附受納通知書の写し（寄附道路の場合）
- (3) その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の規定による届出の内容を検査のうえ、適切であると認めたときは、助成金等の交付額を確定し、その旨を助成金等確定通知書（第9号

様式)により申請者に通知するものとする。

(助成金等の交付)

第42条 申請者は、前条第2項の通知を受けたときは、すみやかに請求書(第10号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する請求に基づき、申請者に助成金等を交付するものとする。

(後退用地等の維持管理)

第43条 後退用地等の維持管理は、寄附道路の場合を除き、建築主等が行うものとする。

(是正要請)

第44条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、建築主等に対して是正を要請することができるものとする。

- (1) 助成金等の交付決定の内容及びこれに付した条件、関係法令又はこの要綱の規定に違反したとき。
- (2) 建築主等が後退用地等の舗装等を故意又は重大な過失により破損したとき。
- (3) 後退用地等の維持管理及び一般の通行の用に供する利用が適正に行われていないとき。

(交付決定の取消及び助成金等の返還)

第45条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金等の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合、市長は、助成金等交付決定全部(一部)取消通知書(第11号様式)により申請者に通知しなければならない。

- (1) 前条の規定による要請に応じないとき。
- (2) 虚偽の申請その他の不正な行為により、助成金等の交付決定を受けたとき。
- (3) 助成金等の決定内容、これに付した条件その他法令又はこの要綱の規

定若しくはこの要綱の規定に基づく条件に違反したとき。

(4) その他市長が不適切と認める事由が生じたとき。

- 2 市長は、助成金等の交付後に前項各号のいずれかに該当する事実があることを知ったときは、既に交付した助成金等の全部又は一部の返還を請求することができる。この場合、市長は、助成金等全部（一部）返還請求書（第 12 号様式）により建築主等に通知しなければならない。

（財産の処分等の承認）

第 46 条 規則第 23 条に規定する市長の承認を受けようとする者は、同条に規定する行為に着手するまでに、財産処分等承認申請書（第 17 号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する申請が適切であると認めたときは、財産の処分等を承認し、その旨を財産処分等承認通知書（第 18 号様式）により前項に規定する申請を行った者に通知するものとする。

（適用の除外）

第 47 条 この章の規定は、次に掲げる事業に適用しない。

- (1) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定による市長の許可を受けた開発行為を伴う事業
- (2) 都市計画において定められた都市計画法第 11 条第 1 項各号に掲げる都市施設の整備に関する事業及び都市計画法第 12 条第 1 項各号に掲げる事業
- (3) 国、地方公共団体等が行う建築行為を伴う事業
- (4) その他この章を適用することが適切でないものとして市長が認めた事業

## 第 5 章 雑則

（関係書類の保管）

第 48 条 申請者は、この要綱に定める助成金等の関係書類を助成金等の交付を受けた年度終了後 5 年間保管しなければならない。

(書類の様式)

第 49 条 この要綱に定める書類等の様式は、別表 3 のとおりとする。

(その他)

第 50 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。